

函 企 水 計

令和 8 年(2026年) 6 月 23 日

経済建設常任委員会委員 各位

函館市公営企業管理者

企業局長 手塚 祐一

参考資料の配付について

このことについて、雨水出水浸水想定区域図の公表について、別紙のとおり資料を配付いたします。

(企業局上下水道部管路整備室計画担当 27-8762)

雨水出水浸水想定区域図の公表について

1 概要

令和3年7月の水防法（昭和24年法律第193号）改正に伴い、内水氾濫発生時における円滑かつ迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、下水道等による浸水対策を実施する全ての自治体は、雨水出水浸水想定区域を指定し、公表することが義務付けられたところです。

2 雨水出水浸水想定区域図について


雨水出水浸水想定区域図は、函館市公共下水道事業計画区域において、おおむね1,000年に1度発生する想定最大規模降雨（1時間当たり130ミリメートル）による浸水シミュレーションを行った結果、内水氾濫によって浸水が想定される範囲や浸水深を示すものです。

3 今後の予定

雨水出水浸水想定区域図の公表にあたっては、令和8年6月に、市のホームページへ掲載し、市民への周知を図ります。

※ 内水ハザードマップについては、総務部において、令和8年度中にインターネットで閲覧できるWeb版を、新たに当該区域図の情報を反映した内容へ更新することを予定しております。

雨水出水浸水想定区域図



1) 説明文
①この図は、雨期において、水防法の規定に基づく想定最大規模降雨が発生した場合に、浸水が想定される範囲やその深さを表した図面です。
②この図は、令和6年度末時点の雨期市内の下水道等の整備状況を勘案して、シミュレーションにより予測したものです。
③この図において、水防法第14条第2項により定められた雨水出水浸水想定区域は、公共下水道の排水区域（黒枠）のうち浸水が想定される区域（着色部）で示しています。
④このシミュレーションにあたっては、河川の氾濫による浸水は考慮していませんので、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
⑤雨の降り方や排水施設や土地利用の状況により、着色されていない区域においても浸水が起こる可能性があります。

2) 基本事項等
①作成主体：西宮市
②指定期間：令和8年6月9日
③指定の根拠：水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項
④指定の前提となる降雨：想定最大規模降雨（1時間雨量130mm）
⑤境界条件：河川水位は堤防高、樋門は解放
⑥その他計算条件等：降雨損失・表面流出、管内水理、氾濫解析を一連で実施

凡例	
■	事業計画区域
■	0.3m未満
■	0.3m以上0.5m未満
■	0.5m以上1.0m未満
■	1.0m以上3.0m未満
■	3.0m以上

